

# 岩沼市が締結している協定、覚書等一覧

## その他

令和5年4月1日現在

	協定、覚書等名	締結先	締結年月日	協定等の内容	担当課等
1	姉妹都市	アメリカ合衆国カリフォルニア州ナパ市	S48.2.15	大いなる理解と友情を育む	まちづくり政策課
2	姉妹都市	高知県南国市	S48.7.23	市民生活のそれぞれの分野において交流を深め両市民の幸福と向上に貢献する。	まちづくり政策課
3	友好都市	山形県尾花沢市	H11.11.7	各種分野の交流を促進し、もって両市民の福祉向上と両市の繁栄をを図る。	まちづくり政策課
4	友好都市	アメリカ合衆国デラウェア州ドーバー市	H15.11.17	各種分野における交流、協力事業を推進し、両市の発展及び市民福祉の向上に協力していく。	まちづくり政策課
5	岩沼市まち・ひと・しごと創生に関する協定書	公益社団法人 青年海外協力協会	H27.8.6	<p>(目的)</p> <p>○市と協会が、市が掲げるいわぬま未来構想の具現化を図るため、協働して地方創生の推進に取り組むこと。</p> <p>(取組内容)</p> <p>○市内の地域資源や既存ストックの活用を図りながら、多世代が交流し、地域経済の活性化に繋がる新しい地域社会の拠点づくりを目指し、住民との協働により、生きがいづくりや地域コミュニティづくりに取り組む。</p>	まちづくり政策課

6	岩沼市と株式会社七十七銀行の包括連携・協力に関する協定書	株式会社七十七銀行	H28.2.12	<p>(目的)</p> <p>○相互に緊密に連携することにより、双方の資源を効果的に活用し、地域経済の持続的発展に繋げること。</p> <p>(連携事業)</p> <p>○創業・新規事業創出の支援ならびに促進に関する事項</p> <p>○産業振興に関する支援ならびに促進に関する事項</p> <p>○企業立地の促進に関する事項</p> <p>○まちづくり事業の支援ならびに促進に関する事項</p> <p>○その他地方創生の推進に</p>	まちづくり政策課
7	友好都市	静岡県袋井市	H28.10.29	幅広い分野で市民を中心とした交流を促進し友好を深	まちづくり政策課
8	岩沼市と相双五城信用組合との地方創生包括連携協定書	相双五城信用組合	H28.12.2	<p>○本協定は、甲乙双方が岩沼市の地方創生の実現に向け相互に協力を行ない、もって将来にわたり「活力ある岩沼市」を維持すること。</p> <p>(協力事項)</p> <p>○安定した雇用を創出し維持することに支援協力していくこと。</p> <p>○新しいひとの流れをつくることに支援協力していくこと。</p> <p>○結婚・出産・子育ての希望をかなえることに支援協力していくこと。</p> <p>○共創のまちをつくるとともに、地域と地域を連携することに支援協力していくこと。</p> <p>○その他、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に資すること。</p>	まちづくり政策課

9	岩沼市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する連携協定書	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	H29.2.28	<p>(目的)  ○本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資すること。  (連携事項等)  ○地域再生計画「みんなで盛り上げる東日本大震災の復興シンボル『千年希望の丘』プロジェクト」に係る協力  ○乙の予算の範囲内における甲への地方創生の推進のための寄付  ○甲が行う防災セミナー、防災訓練その他の地域防災イベントへの参画や協力  ○岩沼市民・企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及への協力  ○地震保険の加入促進に資する情報提供</p>	まちづくり政策課
10	岩沼市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社 東北支社	R2.9.29	<p>それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。  (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること  (2) 地域経済活性化に関すること  (3) 未来を担う子どもの育成に関すること  (4) 女性の活躍推進に関すること  (5) その他、地方創生及びS</p>	まちづくり政策課

11	岩沼市と大塚製薬株式会社との包括的連携に関する協定書	大塚製薬株式会社 仙台支店	R2.11.10	市民の健康増進、地域活性化及び住民サービスの向上等に相互に連携・協力して取り組む。 (1) 健康づくりの推進に関する事 (2) 地元企業の健康経営に関する事 (3) 食育の推進に関する事 (4) スポーツ振興事業に関する事 (5) 防災対策に関する事 (6) その他、地方創生及びS	まちづくり政策課
12	覚書	仙台法務局民事行政部長	R4.12.12	法務局の所有する登記及びその更新データと、市が持つ固定資産の評価額データを相互にオンラインで提供す	市民・税務課
13	地方税第382条及び第422条の3の規定に基づく情報並びに地図及び図面情報の電子データによる提供方法の細目	仙台法務局名取出張所長	R4.12.12	上記覚書の細目について規定するもの	市民・税務課